

議会改革実行委員会日程

平成26年11月17日(月)

場 所 : 委員会室

- 1 「【議長諮問事項1】「委員会のインターネット中継について」の資料確認(資料1)

- 2 【議長諮問事項3】議員提案による条例制定のルールづくりについて(資料2)

- 3 「【議長諮問事項5】その他 会派の代表的議員に付与される質問時間10分間の取り扱いについて

- 4 その他

(1)「【議長諮問事項1】委員会のインターネット中継について」の資料確認

【木村委員長】 本件については前回いくつかの会派から追加意見があったので、事務局で再度作成した資料を机上に配付している。記載されている内容について確認してほしい。内容について何かあるか。

【河崎委員】 他の会派の記載事項についてだが、資料1内の新政クラブの1行目から3行目の一文で、質問の持ち時間制や事前通告制についての記載は現状、既にそれがあるかのように受け取られる。この部分について誤解が生じないか。

【中村(一)副委員長】 中継は委員会審査の方法を改革した後にするとし、その委員会審査の改革はこういった内容であると具体的に上げたものである。

【河崎委員】 改革ではなく検討してほしい。

【中村(一)副委員長】 検討というのは考えることである。考えるだけでは意味がない。変えるのであるから改革である。

【河崎委員】 ならば、「変える」にしてほしい。質問の事前通告制などが、あたかも今あるように受け取れる。

【中村(一)副委員長】 これは申し送り事項であり、現在それを行っていないということは皆が知っていることである。申し送り事項は議会内のことであり、誤解の余地がない。

【河崎委員】 この申し送りは次期の新しい議員を含めての申し送り事項であり、この資料1は市民にも公開もされる。

【井上委員】 指摘された一文の括弧内の文末を「ことなど」を「ことなどを検討」とすれば意味が通じるのではないか。

【河崎委員】 「改革した後にする。」ではなく「検討した後にする。」であれば誤解は生じないと思う。

【中村(一)副委員長】 検討では意味がない。

【井上委員】 括弧内に「などを検討」と入れればよいのではないか。

【河崎委員】 検討を改革するのか。

【井上委員】 改革につながるのは記載の括弧の前の部分で、そこは審査方法の説明なのでいかがか。

【中村(一)副委員長】 申し送り事項なのでこの是非を議論するものではない。この記載の部分について神奈川ネットワーク運動では反対なのかもしれないが、その内容を検討するのは申し送りを受ける次期の委員会である。河崎委員の懸念は記載された文章の表現に対するものであり、そこについては括弧の後の「改革した後にする」を「検討し、改革した後にする」ではいかがか。検討だけであれば、新政クラブが言わんとしていることとは違う。検討するのは考えることなので、今までもずっと検討してきた。

【河崎委員】 どうしても改革という言葉を使いたければ、括弧内を「各委員の質問を持ち時間制にする。質問を事前通告制にする。」と明らかに書いてほしい。それが改革に当たるかどうかというのは受け取る人それぞれによる。

【中村（一）副委員長】 それでよい。

【宮応委員】 そういうことを言うのであれば、河崎委員の懸念については括弧の中に「現在、未実施の」という言葉をはっきり入れてはどうか。ただし、この記載された意見は新政クラブの意見である。

【河崎委員】 私は先ほど話した記載にしてもらいたい。

【井上委員】 それでよい。

【中村（一）副委員長】 括弧内の一部を「各委員の質問を持ち時間制にする。質問を事前通告制にする。」に訂正する。

【宮応委員】 予算決算の審査方法の記載はどうなるのか。

【河崎委員】 予算決算の審査方法をどうしたいのか。

【中村（一）副委員長】 予算委員会などであるが、具体的な中身の話をするのであれば、それは審査になる。今は審査をしているわけではない。予算決算の審査方法も、今の委員会で行われているように1ページごとにめくって行う方法がよいのか。予算委員会や決算委員会を設けるのか、それを特別委員会とするのがよいのか、常任委員会にしたほうがよいのか、そういった話をここでするのであれば、それは本委員会での審査になってしまう。

【河崎委員】 質問の持ち時間制と質問の事前通告制だけ、手を入れればそれでよい。

【中村（一）副委員長】 今、河崎委員が言われた内容に資料1を後ほど修正していただきたい。

【議事担当係長】 修正部分を読み上げて確認したい。「委員会のインターネット中継の実施は委員会審査の方法（各委員の質問を持ち時間制にする・質問を事前通告制にする、」以下の文章は変更しない。これでよろしいか。

中村（一）副委員長、井上委員 了承

【木村委員長】 ほかになければ、資料の確認についてはこれでよろしいか。

全 員 了 承

【木村委員長】 今後の流れについて事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 本件については本委員会の答申を議長に報告する際に、委員会のインターネット中継についての次期への申し送り事項として報告をすることとなる。次期以降に委員会のインターネット中継について協議する場において前期からの申し送り事項として協議されることが見込まれる。

【木村委員長】 事務局の説明についてよろしいか。

全 員 了 承

(2)【議長諮問事項3】議員提案による条例制定のルールづくりについて

【木村委員長】 前回の協議においてルールとするのではなく参考例程度としたいという意見に対して、ルール化で会派内の意見を統一していた新政クラブと公明党が持ち帰って会派内の意見を次回本委員会までに確認するとしていた。両会派から会派内で協議した結果を聞かせてもらいたい。

【吉澤委員】 公明党内で検討した結果、参考ということでよい。

【井上委員】 新政クラブも同様にルール化して縛らなくとも、この流れに沿っていくことになると思うので参考例ということでよい。

【木村委員長】 両会派の意見が参考例程度でよいということとなった。これにより議会の手引きには記録せず、参考程度にとどめることとなる。事務局からこの点をまとめてもらいたい。

【議事担当係長】 ルール化するかどうかということで協議が行われたが、ルール化せず、流れや参考程度として扱うこととなったので取り扱いとしては今まで通りとなる。今後、議員提案による条例案が検討された場合に、このような参考例があるということで説明をすることとなる。

【木村委員長】 この件についてはよろしいか。

全 員 了 承

(3)【議長諮問事項5】その他 会派の代表的議員に付与される質問時間 10分間の取り扱いについて

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 会派の代表的質問者に追加される時間 10分間の取り扱いについて、10分間という時間的なこと、会派の代表的質問としての位置づけ等も含めて会派ごとに考えをまとめていただきたいと委員長から前回、話があったところである。本件について協議をお願いしたい。

【木村委員長】 これについては議長諮問事項5として出されているが、新政クラブから本件について検討してほしい旨が議長に話があり、諮問事項5になった。そこで新政クラブから本件の詳細を説明してほしい。

【井上委員】 現状では9人の会派でも10分、2人会派でも10分の加算があり、一般質問で40分の持ち時間となる議員が1人ずついる。今の流れを見ていると、議員個人の質問が40分になっているようにも思えることから不平等な部分を感じている。もともとの議員1人あたりの持ち時間30分は議員個人の質問をして、加算された10分を会派代表の質問をするということであるならば理解できるが、議員個人の質問に使われている現状では少ない人数の会派のほうに利がある。この状況を検討していただきたい。

【木村委員長】 10分の意味合いを考えてほしいとの希望から議長の諮問事項として取り上げられた経緯は以上のような考えによるものである。各会派

の意見を伺いたい。

【赤嶺委員】 会議規則において、その 10 分の取り扱いについて確認してもらいたい。

【事務局次長】 現在のルールは平成 21 年の第 1 回定例会から適用されている。前段として平成 20 年 11 月 10 日の代表者会の決定で、質問時間は 1 人 30 分とし、持ち時間を全て利用しない場合も、残余の時間を他の議員に譲り渡すことはできない。また、会派の代表的質問者には、30 分に 10 分の追加ができる、となっている。

【宮応委員】 事務局の説明では代表的な質問ではなく、代表的な質問者か。

【事務局次長】 会派の代表的質問者には、となっている。

【河崎委員】 代表的質問者というところでは、特定の議員が毎回 10 分であれば新政クラブも、それならおかしくないと思うのか。2 人会派だったら定例会ごとに 40 分の持ち時間を交互に行っているところもある。そうではなく、特定の議員にのみ 40 分の持ち時間があてがわれていれば納得できるのか。

【井上委員】 そうであればまだ理解できるが、現状ではそうではないと思う。新政クラブの中でも 40 分の持ち時間を使う議員が必ずしも代表的質問者ではなくなっている。新政クラブとしては加算される 10 分の持ち時間そのものを廃止して全員持ち時間 30 分の方が公平ではないかという意見もある。

【河崎委員】 代表的質問者が定例会ごとに異なる運用の仕方はいかがなものかという提起もあったということか。

【井上委員】 そのとおりであるが、もう 1 つ出ていたのは 30 分は議員自身の質問をして、10 分については会派を代表した質問をするというのもルールにのっとったやり方ではないかということである。

【河崎委員】 私は毎回 40 分の時間をもらって会派を代表して、神奈川ネットワーク運動で検討した内容を質問している。ほかの会派もそうではないのか。

【木村委員長】 公明党はどうか。人数の多いところも少ないところも全て 10 分の加算で代表的な質問ができているか。

【吉澤委員】 現状で言えば人数の多寡との関係や代表的質問なのかどうかというところがある。むしろ新政クラブの言うように 10 分の加算をなくして 30 分で行うほうがよいと考える。

【宮応委員】 議員は会派を組むことができるが、市民に対しては一人一人が平等である。現在 30 分の質問時間であるが、代表的質問者に 10 分加算というのをなくすのであれば、1 人当たり 35 分にしてはどうか。35 分といっても、40 分でも目いっぱい使う議員はそれほどいない。時間が大きく延びることはないと思う。このようなことを言うのは、到達点を今よりも下げるということをしないほうがよいという考えからである。10 分の加算をなくして一律 30 分にするよりは、少しでもその到達点を前進させ 30 分を 35 分にする。時間数としてはかなりふえるが丸々それを全員が使うわけではないので、より言論の府としての権限を守りたいことから、日本共産党としては全員平等

に5分延長して35分としてはどうかという意見である。

【木村委員長】 平成21年3月から現在の一般質問30分になったがそれ以前は25分であった。持ち時間を30分にして、会派の代表的質問者に10分加算することとなった経緯を説明してほしい。

【事務局次長】 以前のルールとしては、質問時間は1人25分とし、これに会派の人数を乗じた時間を当該会派の持ち時間とする。同一会派内でも持ち時間を譲り受けることができる。また、会派の代表的質問者には10分の追加ができる。ただし、この10分は分割することはできない。こういうルールで運用していた。先ほど説明のとおり1人30分、そして代表的質問者には10分の追加をすることができる。平成19年12月から平成20年8月にかけて議会内に設置された議会改革検討協議会、木村賢一会長であるがここでの検討結果が一般質問については、1つ目として質問時間の統一化を検討する。2つ目が統一化する場合、現状の25分より延長することを含めて慎重に検討する。この2点に集約された。その結果、現状のようなルールの原案ができ、市側に協議の申し入れをしたのが平成20年12月、その後協議が整い平成21年第1回定例会から現行のルールで運用することとなった。

質問時間の統一化という課題の中からこのようなルールになっていると、当時の記録はなっている。

【木村委員長】 その時には10分の加算は並行して存在していたのか。以前は会派の中で持ち時間のやり取りをしていた。それをやり取りなしで質問時間を30分に延ばして10分加算も生かした。

【中村（一）副委員長】 かつて代表質問をやっていたことがあった。

【吉澤委員】 1年間だけである。

【中村（一）副委員長】 そのときの代表質問に10分の加算はなかったのか。

【事務局次長】 10分の加算のルールは保持しながら質問時間1人30分という代表質問を運用した。

【河崎委員】 代表質問に対して10分の加算は使えないというルールであった。

【事務局次長】 記録によれば、質問時間はまず統一化を目指して検討されていて、最終段階で10分間の加算については議論を復活させるような形で、存続させたほうがよいのではないかという議論が出たと承知している。

【木村委員長】 宮応委員から現状30分を35分にするなら、10分間の加算はカットするとの話も出たが、以前も25分では物足りないとの意見から会派内での時間の譲り渡しがあった。そのときも10分間の加算は存在した。それを一律30分にするのでよいと思っていたが、以前より10分間の加算があったのでそれは残したいとの付録のように残っている。

【宮応委員】 一般質問を行わない議員の25分の時間を丸々譲り渡し、それが2人分、3人分ともなれば1時間も一般質問を行うことがあった。そのために議会報の記事も議員により長短が生じて読み手にとっては疑問に思われることがあった。

代表質問制を取り入れたときには、代表質問というのは市長の施政方針についてであったので、例えば事業の個別案件的なものではなく施政方針の内容から質問するので誰がやっても同じ内容になってしまった。それよりも代表的質問者の10分間を用いて40分間にするほうが施政方針も身近な市政の問題も取り上げることができるので、比べてみると代表質問制とは何なのかというような意見があつての流れであつた。

【河崎委員】 今の意見に補足すると施政方針について質問するときは予算についても同時に審議になっており賛成討論、反対討論が代表質問とどう違うのかというのが、代表質問をやめるきっかけにもなつた。

【中村（一）委員】 本件は新政クラブから出させてもらったが、実感として非常に不平等感がある。2定例会に1度、代表的質問者として質問できる会派もあれば、2年に1度しか順番が回ってこない会派もある。たしかに代表的議員が質問するのであるが、実質的には今回は是非自分の質問で深く追求したいと思う議員が10分の加算を運用していると思う。それが会派の共通の認識かもしれないが、質問時間を多くもらっているのとかかわらない。それが新政クラブでは2年に1回しかもらえない。それに対する不平等感があつて会派の人数にあわせて加算する時間が付与されるほうがいいのではないかとの意見もあつた。2人会派で10分間の付与があるなら、9人会派なら例えば30分間付与があつてもいいというような話である。それはいかがなものかとの考えから、先ほど提案があつたように、実質的には1人の議員が質問するために10分間多く使っているのとかかわらないので、全員30分に統一したほうがよいのではないかという意見である。現実問題として不平等感があるということはわかつていただけだと思う。

【河崎委員】 こういうルールがあることを承知の上で大会派を組まれたわけである。一般質問する時間が大事であつたら、小さい会派になって連携するという方法もあつた。それよりも大会派であることのメリットの方を選んで会派を組んだと私は考える。会派の人数が多ければ、会派は理念や思想、信条、政策を同じくする者が課題に対して何人かで分散して質問することができる。

神奈川ネットワーク運動は少人数会派なので、1つの課題に対して3つくらいのテーマを質問していかなければならないが、人数が多ければテーマ別に分担することができる。そういった意味で各会派に10分間の加算というのが甚だ不平等ではないのではないかと考えている。

【中村（一）副委員長】 それは1人の議員が2定例会に1度、10分加算できる会派と、2年間に1度しか10分加算できない会派の実感的な問題である。それならば、人数割りにして1議員に対して2分間や5分間といった割り振りになればそれはそれで平等であると考えられる。それではかえって不平等だとの意見が出ると思われるので、10分加算をなくして議員全員が一律30分となれば平等である。個人的な意見であるが代表質問を復活したいとも考えている。代表質問は面白くないと言われるが、それは運用の仕方ではないかと思

う。国会でも県議会でも代表質問を行っている。国会や県議会の代表質問は不要であるとの議論は出ていないと思う。本市議会で行った代表質問をもう一度見直して、各会派の代表的な議員が行う質問を代表質問として集約し、そこで扱えなかった個別の内容を会派のほかの議員が取り上げればよいと思う。今、話をしている10分加算を会派の規模にかかわらず均等に付与するというのも、均等という言葉はある意味、平等のように聞こえるが9名いる新政クラブからすれば不平等だと感じる平等である。なので、いっそのこと10分加算をなくしてしまったほうがよいのではないかという考えである。

【河崎委員】 ルールがあって、そのルールが自分の会派に不都合だから変えようという提案に思える。それと代表質問を復活させるというのは今の議論とは別のことである。本件の議題にはなっていない。

【中村（一）副委員長】 代表的な議員が質問するとの話があったので、それは別のところで考えたいということである。一般質問はあくまでも一般質問で全議員平等とし、代表的な質問をするのであれば現在は10分の加算が割り当てられているが代表質問は代表質問として行えばよい。

【河崎委員】 代表的な議員であって代表質問ではない。代表的な議員がする質問については10分を付与するとなっている。

【中村（一）副委員長】 それが中途半端である。

【赤嶺委員】 これはできる規定か。10分の加算を使わないという選択肢もあるのか。

【議事担当係長】 30分に10分の追加ができるとされているので、できる規定である。

【赤嶺委員】 この質問時間10分の加算について明るいまらい・やまとは、どちらでもよい。なければならぬ30分で対応する。それは質問の構成を考えればよいだけの話だと思う。特に、その10分の有無で質問ができるできないの話ではない。ただし、新政クラブの言うように9人で10分の加算は他会派と比べるとその取り扱いが難しいのは理解できる。できる規定であるので新政クラブの会派の中で、その10分間を使わずに全員30分で統一するという選択肢もある。

先ほど代表質問の話が出たが、明るいまらい・やまとでは3月定例会の一般質問で会派代表が代表質問を兼ねた一般質問をこの3年間やってきた。そのときは自分の一般質問に施政方針に関する質問も入れるので、余分に時間が必要だと思うこともあり、10分の加算があって助かるということはある。

【木村委員長】 いずれにしても議長を通じて提案した新政クラブからすれば、10分の加算については公平ではないと主張しており、一般質問時間を一律30分としたいという意向である。公明党も同意見である。議長からの諮問を受けての意見交換であり、これに対して神奈川ネットワーク運動の意見は、それを承知の上で会派を組んでいるのではという話もあったが、それでは話が進まない。一律35分とする意見やどちらでもよいとの意見も出たが、諮問事項として提案会派からは10分加算の規定を削除したいとのことである。1

日の限られた時間の中で運用しているものだが事務局からはなにかあるか。

【議事担当係長】 一般質問の人数は毎回変動する。正確に何分とは言えないが、一律 35 分となると 3 日間で 1 日当たり、約 30 分かそれ以上の時間が延びることとなる。そうすると議会運営全般にかかわることなので事前に市側と話をすることは必要となってくると考える。

【河崎委員】 最近、本会議における一般質問の終了時間がだんだん前倒しになっており、一般質問全体の時間は短くなる傾向である。これは議員の質問時間が短くなっているのか、市側の答弁時間が短くなっているのだと思うが議員が持ち時間を使っている積み重ねの時間は以前と比較してどうか。

【議事担当係長】 全ての統計を取っているわけではないが、平成 22 年と平成 24 年の比較では一般質問に係る時間は減少している。平成 22 年第 1 回定例会では 28 分 40 秒、平成 24 年第 4 回定例会が 27 分 27 秒である。

【吉澤委員】 ほとんど同じである。

【事務局次長】 1 定例会当たり何分であったかを算出しているのですが、平成 24 年第 2 回定例会では 29 分台の時間も出ている。全体的な傾向ではばらばらに出ているので、これをもって 1 人当たり質問時間は断言できない。

【河崎委員】 そうすると市側の答弁時間が短くなっているのではないか。

【宮応委員】 ストップウォッチで、はかっているわけではないが短くて質問と答弁で 30 分の議員もいれば、1 時間程度の議員もいる。それらを全部合計すればそうなるのだろうが、全体的に短ければ質問と答弁で 30 分というペースもあり得る。時々にもよるものなので平均では出せないのではないか。日本共産党は言論の府として行いたい基本的な路線があるので、現在 7 会派あって 10 分の加算があり 70 分となるが、それを削減するなら、例えば 1 人 5 分持ち時間を延長すれば 25 人に 5 分で 100 分ちよつとというところで、大して変わらないからよいのではないかと考える。もちろん時間をオーバーすることなく、延々と説明をさせずに簡潔な答弁をもらうという方法もあるので時間だけでは、はかれない問題もあるだろうと思っている。そんなに大きく時間が延びるといえることはないと考えている。質問者の組み合わせによって時間の長い日もあれば、3 時に終わってしまうような短い日もある。それはくじ引き次第である。

【三枝委員】 無所属の意見としては、我々は市民の多くの負託を受けてこの場において、その時々意見がある。私も初稿は 1 時間程度になるが、それを圧縮している。宮応委員から出された一律 35 分との意見であれば平等であり、代表とかそうでないとかではなく、民意を反映するのが議員の義務であるので賛成したい。

【赤嶺委員】 10 分の加算をなくし全員 30 分に統一した場合、会議規則の内容を変更するのか、それとも申し合わせをするなど、どのような選択肢があるか。

【議事担当係長】 先ほど説明した 30 分に 10 分の追加というのは平成 20 年 11 月 10 日の代表者会で決定している。これを変更するのであれば代表者会で

決定することになると思われる。

【赤嶺委員】 本委員会での結果を代表者会に上げて代表者会がどうするか決めるのか。

【木村委員長】 決定はそうなる。

【河崎委員】 一般質問というのは議員が行政を監視したり、政策、施策を提案したりと、議員本来の役割を執行する貴重な場である。現在の7会派分の10分加算をやめるということは、合計70分のみだけ二元代表制に対する議会の権限が弱まることになる。そういう意味からすると1人当たり30分だけにするとというのは、せっきやく議会基本条例までつくって、二元代表制の一翼を担う議会の機能を強化しようとしている中では後退になる、そのように考えざるを得ない。10分の加算をなくすのであれば一律35分にすべきであり、これは譲れない。

【赤嶺委員】 一般質問が長ければ議会の機能が強化されると言っているように受け取れる。そうではなくてルールとして一定の30分なら30分、35分なら35分と質問時間を統一化したほうがいいということでこの発議がされたと思うので、今の意見は違うのではないか。

【河崎委員】 今の話だと時間には捉われないなら10分間でもよいということか。

【赤嶺委員】 明るいみらい・やまとの意見として、こうしたほうがよいというものではなく、決められた時間で行うということである。30分でも35分でもそれで平等化するならそれでよい。現行のままとするならそれでもよい。

【木村委員長】 各会派の意見が出たが新政クラブと公明党はどうか。

【吉澤委員】 35分にすると25人が質問すると125分になる。

【河崎委員】 25人も一般質問しない。

【吉澤委員】 やると想定して最大数が、22人から23人としてもその時間をどうするのかは別問題である。まずは10分の加算をどうするかを協議した上で、最終的には代表者会にかけるとは思うが、議会改革実行委員会の中で35分に統一するのであればそれはそれだとは思いますが、まずは新政クラブが抱えている不平等感をどうするのかを決めていかななくてはならない。

【木村委員長】 日本共産党、神奈川ネットワーク運動、無所属からは10分の加算をなくすのであれば、30分統一ではなく35分とするべきとの話である。

【赤嶺委員】 新政クラブは10分の加算をなくし、35分統一でよいのか。

【木村委員長】 新政クラブと公明党は30分統一との意見である。

【河崎委員】 主張がおかしい。30分の持ち時間では足りない場合があり、少人数の会派では10分間の加算を活用できるが、新政クラブでは2年に1度しか10分加算の順番が回ってこないというのがそもそもの話ではなかったか。それなのに30分統一でよいと言っていること自体、矛盾している。

【井上委員】 代表的質問といっているが、そのようには捉えられないと思っている。時間の問題ではなく不平等感が払拭できればよいと考えて提起している。

【宮応委員】 その意見は理解できる。ただ先ほど、40分使って一般質問したいのに2年に1回しか、その機会が与えられない。35分統一になれば、もっとよい解決になるのではないか。

【中村（一）副委員長】 先ほど河崎委員から違う議論と言われたが、私は代表質問の復活と一緒に考えている。一般質問でそれぞれの議員がそれぞれの視点から行政をただすことと、会派としての主張や質問、意見表明を別の場でやればよいと思うが、今はそれを全て一般質問の中で行っている。一般質問の中でしか会派の主張などをすることができず、主張等が多いから時間が膨張してしまう。そこから会派の統一の見解を抜き出して、それは代表質問で行うこととして、個々の議員が行政に聞きたいことは一般質問の中で行えばいい。時間が足りないから多くの時間が欲しいというのではなく、個人の質問は一律30分の中で行う。会派を代表して主張することは別枠で行う。総体的に質問の時間はふえる。ただそれは次の議論である。今の議論は代表的な質問者に与えられた10分間といっても、事実上は1人の一般質問時間が長くなっているというだけである。それを均一化すべきという話である。

【宮応委員】 代表質問については別の機会となるから、1年後なのか2年後なのか5年後なのか、それはわからない。現状、会派に付与された10分間が不平等だというならば、私も議員は市民に対して平等だとの考えがあるので、新政クラブで不平等感があるなら提案するのもよいが、それならみんなの質問時間を保障したほうがよいと思って30分を35分にすることを提案した。他会派がよい思いをしているところを除くだけ、議員として質問時間の確保は本当に現在の30分でよいのか。

【中村（一）副委員長】 新政クラブ内でも一般質問時間が30分、35分のいずれがよいのかまでは話をしていない。提起のもととなっているのは不平等感なので35分になると全体で五、六十分、もしくはそれ以上長くなるかもしれないし答弁を含めたら、より長くなる。事務局からは相手もあることなので現段階でこの場でどうこうすることはできない旨の話があったが、基本的には平等になればよい。35分でもそれが平等で、今のように会派に10分の加算が割り当てられて、会派の代表的質問者とはいっても実際には会派内で自由に使える10分間が付与されているだけであり、それが不平等であると言っている。

【井上委員】 個人的には35分でもよいと思っているが、30分であればここで今結論を出すことができる。35分となると一度会派に持ち帰って相談しなければならず、今ここで判断はできない。

【木村委員長】 時間だけを考えた場合、これで平等と考えていいのかどうかはあるが、10分間を会派人数9人で割ると1人当たり1分11秒となる。それをもとに5人の会派に当てはめれば5分55秒、2人会派なら2分22秒となる。

【赤嶺委員】 現在は代表的質問者ということになっている。各派の代表のみ40分とすれば平等になるのではないか。

【木村委員長】 実際の質問の内容も関係してくる。

【赤嶺委員】 10分の加算が会派の誰でも使えるので不平等になる。それを各派代表に指定しておけばよいのではないか。

【河崎委員】 今までの話を聞いていると不平等感のほうが大きいと感じている。40分の質問機会が2回に1回の会派もあれば新政クラブは2年に1回であることが不平等だということである。今の赤嶺委員の提案は提案者の意図ではないと思う。

【赤嶺委員】 誰でも10分の加算を使えることが要因でもあるので、それを代表1人に限定すればいいのではないか。代表が10分の加算を使うか使わないかは自由である。そうすれば不平等感はなくなると思った。

【河崎委員】 本来の会派の意味からすると赤嶺委員の意見が正論ではないか。

【宮応委員】 代表が40分やらなければその会派は必然的に10分の加算があっても使わないということになる。それならば河崎委員が代表として毎回10分加算をして行うというのはよい。新政クラブも代表が10分加算をしなければ、使わないということになる。10分加算の成果はない。それもいかなものかと思う。

【河崎委員】 個人の質問とか会派を代表しての質問とか言っているが、その考え方は会派の違いだと思う。神奈川ネットワーク運動は個人の質問と言うものはない。神奈川ネットワーク運動のメンバーとも内容をもんで会派として環境政策や高齢者政策などを質問している。新政クラブの言う代表質問というものが一体何なのかを聞きたい。神奈川ネットワーク運動は環境政策についていつも質問しているつもりであり、会派のもう一方の議員も神奈川ネットワーク運動を代表して質問している。代表質問というのは必ずしも多岐にわたり、こうしなければならないというものでもない。

【井上委員】 代表質問とセットと言う話ではない。

【河崎委員】 要するに不平等感があるということではよいか。

【吉澤委員】 そこだけである。

【井上委員】 そのとおりである。

【河崎委員】 会派の代表だけが40分の質問時間であることも承服しがたいと言うことでよいか。

【井上委員】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 しかし代表は会派で選んでいる。

【宮応委員】 突っ込んだ言い方をすれば、その不平等感を解消するために会派へ付与されている10分加算をなくしたいのだと理解する。それは前向きな解決方法ではないのではないか。

【木村委員長】 10分の加算を残すなら、9人会派に10分が付与された時間とし1人当たり1分11秒となる。2人会派なら2分22秒とすることで公平だとの考えもある。

【宮応委員】 解決方法が問題である。10分の加算をなくすだけなのか。も

つと前向きに考えられないのか。

【河崎委員】 いつも二元代表制を言っている方とは思えない。

【中村（一）副委員長】 だから代表質問のことも話をしている。

【吉澤委員】 10分加算の件について、きょうは結論が出せない。基本的に質問時間の10分加算をなくす。ただし、現状のままなくすのか、宮応委員の意見のように一般質問時間を5分加算するならいいのか、あとは時間の問題であると思う。提案者の新政クラブにとって全議員に質問時間5分が加算されても平等になるなら、それでもよいということであれば、全会一致で代表者会に送ることができるのではないか。きょうは持ち帰りとし会派内で協議して、次回に結論を出したい。現状で10分の加算をなくすということは、委員全員が一致している。その上で時間について現状のままとするのか、5分加算とするのかである。

また、代表質問については別の協議になると思う。従前、毎年3月に行うこととしていた。施政方針については代表質問でも、一般質問でもできるので、中身はほとんど一緒だということによって代表質問をやめた経緯がある。代表質問について何を本当に質問するかということをも具体的に明確化しておかないと、また同じことになってしまう。その点も踏まえて、別の課題として検討しないと本件は進まない。

【木村委員長】 新政クラブも公明党も各会派に付与される質問時間10分が平等ではないということで、一律30分にしたいほうがいいという話であった。それについては他の意見も出たので、改めて会派で検討したいということである。10分の加算をなくし、一律30分とするか5分加えて一律35分とするか、この2通りで結論を出してもらいたいこととなる。

【河崎委員】 議会事務局に確認したい。一般質問が35分となって、現状より1議員5分延びると市側が難色を示すかもしれないという発言があったように思うが、そのあたりは議会が結論を出したときにどうなるのか。

【議事担当係長】 トータルとして本会議の時間が延びる可能性が高いので、議会運営の問題として市側へ事前に相談が必要であると考えている。

【河崎委員】 相談をした結果、市側がそれを承諾しなかった場合、現状維持ということもあり得るのか。

【議事担当係長】 本委員会での結果は持ち帰りである。今後の協議結果次第になるが、市側の返事によっては河崎委員が言われたこともあろうかと思う。

【宮応委員】 それはまた市側がノーといった段階で、本委員会において協議したいと思う。

【三枝委員】 本題としては吉澤委員が言われたように持ち帰らなければ話もまとまらないと思う。留意していただきたい点として不平等はあと2つある。会派によっては構成人数により全ての委員会に委員を出すことができない。それを一般質問で行っていることもある。また、国会のように関連質問では好ましくないのでは1人で言い切るとするのが市議会の本望だと思うので

それは心得ておいていただきたい。

【河崎委員】 今後の協議次第により結論が一応の合意に至っても、市側と交渉の結果次第では10分の加算をなくすという合意ではないということと思っ
てよいか。

【事務局次長】 それは新ルールが確定しなければ戻るところは、現状のままとするという確認か。

【河崎委員】 そういうことである。

【事務局次長】 それは河崎委員の言われるとおりである。

【木村委員長】 10分加算の件は、なくすのであれば一般質問の持ち時間を35分にする提案があった。また30分のままでよいとの意見があり、これを踏まえて会派に持ち帰り、10分の加算をなくす前提での一般質問時間を一律30分もしくは35分とすることについて検討し、次回会派としての意見を出してもらいたい。会派への説明の際には、なぜ10分の加算が諮問事項とされたのか各会派に戻って詳細を伝えてもらいたい。

この件については次回に結論を出すこととしたいが、それでよろしいか。

全 員 了 承

【山本委員外議員】 発言してよろしいか。

【木村委員長】 委員外議員の山本議員から発言を求められているが許可してもよいか。

全 員 了 承

【山本委員外議員】 10分の加算は会派の代表的議員に付与されるものだという事なので、会派の代表とは何か、会派とは何かを考えた上で結論を出していただきたい。各議員の質問時間について不平等感をもつことがわからないではないが、もともとその10分がどういうものかという、代表的議員に与えられたものなので、会派があって、その会派の代表にということである。会派とはどういうものなのかは密接にかかわってくるものだと思う。格差をなくすために10分間の加算をなくすという乱暴な議論になってしまう。会派のことでもめるのならば会派をなくしてしまえという乱暴な言い方もできるので、その点はいろいろな議論をしてもらいたいと思う。

【木村委員長】 ほかに何かあるか。

【議事担当係長】 本委員会は全12回の開催を予定しているが、次回の第11回は年明けの1月13日（火）午後1時からとなる。最終回が同月26日（月）午後1時からとなる。今回は10分の加算についての検討を協議していただくことと、その他の議題等については委員長と相談の上、委員の皆さんにお知らせしたい。

【木村委員長】 ほかになければ、本日はこれで終了する。

午前 10 時 30 分 閉会